

日本遺産「会津の三十三観音めぐり」
リーフレット・パンフレット・ポスター版下作成業務委託仕様書

1. 業務名

日本遺産「会津の三十三観音めぐり」リーフレット・パンフレット・ポスター版下作成業務

2. 業務の目的

平成28年度に日本遺産に認定された「会津の三十三観音めぐり」関連事業として、構成文化財の魅力発信のための観光プロモーションツールを作成し、日本国内外に観光誘客を図ることを目的とする。

3. 業務の内容

1) リーフレット

日本遺産「会津の三十三観音めぐり」紹介用リーフレットの作成。

※パンフレットのダイジェスト版という位置づけ

2) パンフレット

日本遺産「会津の三十三観音めぐり」を基本テーマとした観光パンフレットの作成。

※観光要素を主な内容とし、文化財やお参りのルート紹介冊子とならないイメージ。

3) ポスター

日本遺産「会津の三十三観音めぐり」を基本テーマとしたポスターの作成。

4. 履行期間 契約締結日から平成29年2月28日まで

5. 委託費上限額 5,093,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 仕様

1) リーフレット

①A2版 4色カラー 両面 四つ折り（8ページ折り）



※イメージ

②言語は日本語・英語・中国語（繁体字）の三か国語とする。

③表：文化財と観光素材の概要紹介 裏：文化財の位置がわかる地図

※各市町村から最低ひとつは素材を紹介すること。（文化財すべてを紹介する必要はない）

※日本遺産認定文化財については事務局から基本的な紹介資料と写真を提供するが、必要に応じて取材を行うこと。

※地図については、縮尺の都合上などで文化財等の正確な位置を示せない場合、大体の位置や所在地域を示すこと。

④リーフレット内に、文化庁のシンボルマーク、日本遺産ロゴマーク、文化庁補助事業名「日本遺産魅力発信推進事業」を記載すること。

⑤日本遺産の説明と、認定された「会津の三十三観音」のストーリー説明を記載すること。

⑥外国人が見てもわかりやすい内容とすること。

⑦納期：平成28年10月31日

2) パンフレット

- ①言語は日本語とする。
- ②文化財及び観光素材の紹介をすること。
※各市町村から最低ひとつは素材を紹介すること。（文化財すべてを紹介する必要はない）
※日本遺産認定文化財については事務局から基本的な紹介資料と写真を提供するが、必要に応じて取材を行うこと。
- ③A4版 4色カラー ページ数28ページ（表紙・裏表紙含む。）
- ④パンフレット内に、文化庁のシンボルマーク、日本遺産ロゴマーク、文化庁補助事業名「日本遺産魅力発信推進事業」を記載すること。
- ⑤首都圏からのアクセス（鉄道・バス・自動車等）、近隣空港からのアクセス、二次交通、各市町村の電話番号、ホームページアドレス等を盛り込むこと。
- ⑥遺産を掲載した地図を盛り込むこと。
※地図については、縮尺の都合上などで文化財等の正確な位置を示せない場合、大体の位置や所在地域を示すこと。
- ⑦モデルコースの設定等により域内周遊を誘引できるようなものとする。
- ⑧日本遺産の説明と、認定された「会津の三十三観音」のストーリー説明を表記すること。
- ⑨納期：平成29年2月28日

3) ポスター

- ①B1、B2サイズを作成。
- ②日本語と英語を併記すること。
- ③ポスター内に、文化庁のシンボルマーク、日本遺産ロゴマーク、文化庁補助事業名「日本遺産魅力発信推進事業」を記載すること。
- ④問い合わせ先を記載すること。
日本語 「極上の会津プロジェクト協議会事務局（会津若松市観光課）TEL:0242-39-1251」
英語 「Gokujo-no-Aizu Project Council office (Aizuwakamatsu City Hall Tourism Division)
TEL:+81-242-39-1251」
- ⑤納期：平成28年10月31日

7. 成果品

1) リーフレット

- ①PDF処理した原稿データ
- ②掲載した各素材のJPEG形式の画像データ ※転用可能なサイズで
- ③EPSデータ
- ④見本
※①～③はCD-R等で提出すること。

2) パンフレット

- ①PDF処理した原稿データ
- ②掲載した各素材のJPEG形式の画像データ ※転用可能なサイズで
- ③EPSデータ
- ④見本
※①～③はCD-R等で提出すること。

3) ポスター

- ①PDF処理した原稿データ
- ②掲載した各素材のJ P E G形式の画像データ ※転用可能なサイズで
- ③E P Sデータ
- ④見本

※①～③はCD-R等で提出すること。

8. 納入場所 極上の会津プロジェクト協議会事務局（会津若松市観光課内）

9. その他

- ①ガイドブック・ポスターの著作権は全て発注者に帰属することとする。
- ②画像データについて、発注者が転用する場合に提供元の承諾等が必要なものは、それがわかるような資料を納品時に提出すること。
- ③掲載写真は、受注者独自に撮影もしくは各市町村役場等で借用すること。
- ④リーフレット、ガイドブック、ポスターはそれぞれ連動したデザインにすること。
- ⑤その他、仕様にないものは発注者と協議の上決定する。